

平成28年9月2日

平成28年(2016年)熊本地震に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成28年熊本地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて9月2日(金)に交付することとしました。

1 対象団体

熊本県及び同県内7市8町2村(計18団体)

2 繰上げ交付額(県:11月定例交付額の5割、市町村:11月定例交付額の7割)

45,888百万円

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 八矢、織田、宮原
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成28年(2016年)熊本地震に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
熊本県	28,306
熊本市	5,599
八代市	2,614
菊池市	1,278
宇土市	596
宇城市	1,615
阿蘇市	968
合志市	643
大津町	258
小国町	397
西原村	204
南阿蘇村	592
御船町	435
嘉島町	113
益城町	446
甲佐町	372
山都町	962
氷川町	490
合計	45,888